令和５年１１月

【不用な靴の買い取りのはずが・・・】

【 相　談 】

高齢の母の家で貴金属などを千円で買い取られた書類を見つけた。記念硬貨１０枚以上で２００円、指輪なども一律に２００円と記載があるが、そんなはずはない。最初は不用な靴や食器はないかと勧誘してきたらしい。クーリングオフできるだろうか。

【アドバイス】

購入事業者が自宅を訪問し、物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が増えています。

訪問購入による契約は、８日以内であればクーリングオフできます。物品の返却を受け、代金は事業者に返金します。この期間は、物品の引き渡しを拒むこともできます。

「不用品を引き取る」などと訪問した事業者が、貴金属などを見せるよう迫り、安値で買い取るといった勧誘が問題とされ、訪問購入のルールを定める法律も見直されています。飛び込み勧誘や強引な勧誘は禁止されていますが、ルールを守らない事業者も多く、消費者が自ら手口を知って警戒することがトラブルを避ける第一歩になります。

「靴や食器など何でも買い取る」「困った人のために役立てる」など、事業者から来訪の承諾を得るための電話を受けた場合は、安易に承諾をしないことが大切です。訪問を受ける際は、事業者の名称や買い取り対象の品物を確認し、依頼していない貴金属などの売却を迫られてもきっぱり断りましょう。在宅時でも施錠して知らない事業者を家に入れない、一人で対応しないなど、慎重に対応しましょう。

高齢者が訪問購入トラブルに遭う割合が高く、親族や近隣の方の見守りが大切です。帰省の際などには、見積書や契約書などの不審な書類や名刺はないかをチェックしましょう。不審なことがあればすぐに消費生活センターなどに相談してください。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**